

四日市市告示第297号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和3年4月20日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 下野憩いとふれあい市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市朝明町字上之山 2218-1
四日市市朝明町字鶯谷 2488、2488-2、2488-4、2488-5、2488-6、
2488-7、2488-8、2488-9、2488-10、
2488-11、2488-13
- 3 市民緑地の管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(都市整備部市街地整備・公園課)